

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

（指定障害福祉サービスの事業の基準）

第四十三条 （1～3略）

4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（報告等）

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（2～3略）

※下線は東

市町村における小児医療費公費負担制度の状況(医療機関向け)  
(平成29年7月1日現在)

市町村名	助成対象年齢		所得制限	自己負担	備 考
	入院	通院			
岡 山 市	中学3年まで	小学6年まで	なし	一部あり	※小学生の通院は自己負担1割(限度額44,400円/月)
倉 敷 市	中学3年まで	小学6年まで	なし	なし	
津 山 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
玉 野 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
笠 岡 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
井 原 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
総 社 市	小学6年まで	小学6年まで	なし	なし	※中学生の入院は償還制度あり
高 梁 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。
新 見 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
備 前 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。
瀬 戸 内 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
赤 磐 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	※18歳までは償還制度(自己負担1割)あり
真 庭 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
美 作 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
浅 口 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
和 気 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。
早 島 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
里 庄 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
矢 掛 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。
新 庄 村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。
鏡 野 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
勝 央 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	※18歳までの入院は償還制度あり
奈 義 町	高校3年まで	高校3年まで	なし	なし	
西 粟 倉 村	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
久 米 南 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。
美 咲 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	※高校生は償還制度あり(H32.3月末まで)
吉 備 中央 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	※満18歳に達した以後の最初の3月31日まで。ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く。

※アンダーライン部分は、平成29年7月に改正したところを表しています。

※上記は、岡山県小児医療費補助金交付要綱に基づき、各市町村が制定している小児医療費給付条例により現物給付の受給者証(法別番号85)が給付される対象年齢を記載したものです。

なお、この制度とは別に償還給付による医療費助成制度を設けている市町村もあります。(備考欄参照)

<独自助成を行っている市町村> 総社市、赤磐市、勝央町、美咲町

## 子ども医療費 中学3年生まで無料にするのに必要な額の試算

(28年度予算額および実績額は、それぞれ市の資料を基に作成)

### 1 現行制度 (2016.4月～)

- ①入院…中3まで無料 ②通院…就学前が無料、小学生が1割、中学生からは3割負担

### 2 28年度当初予算の市の積算根拠と、それを基にした無料化の試算

- ①現在の「小学生を3→1割」に必要な額…8.8億円/年

(予算上は、10ヶ月分=8.8億×10/12≒約7.3億円が計上された)

- ②小学生の現行1割を無料にするのに必要な額…4.4億円/年 (①×1/2)  
 ③小学生の3→0割に必要な予算…13.2億円/年 (①+②) (1学年平均2.2億)  
 ④中学生は小学生より受診率低いので、中学生の1学年あたり必要額を2億円と仮定  
 ⑤現行制度から中3まで無料にするのに必要な額…10.4億円/年 (②+④×3)

### 3 医療費助成の実績

	受給者数(人)	件数(件)	給付額(千円)
28年度	乳幼児 41,648 小中学生 38,722	1,195,444	2,118,332
27年度	乳幼児 41,936 小中学生 5,481	825,771	1,641,659
増分	乳幼児 ▲288 小中学生 33,241	369,673	476,673

### 4 28年実績を基にした無料化の試算(東試算)

- ①現在の「小学生を3→1割」で支出した額…5.8億円/年

(27年度実績との差額約4.77億円を負担軽減による増分と仮定、28年度実績額のうち負担軽減は10ヶ月分なので、1年分に換算 ⇒ 4.77×12/10≒5.8)

- ②小学生の現行1割を無料にするのに新たに必要な額…2.9億円/年 (①×1/2)  
 ③小学生の3→0割に必要な年額…8.7億円/年 (①+②) (1学年平均1.45億)  
 ④中学生は小学生より受診率低いので、中学生の1学年あたり必要額を1.3億円と仮定  
 ⑤現行制度から中3まで無料にするのに必要な額…6.8億円/年 (②+④×3)